

「三浦市議会基本条例（素案）について」の意見募集の結果公表

- 1 意見等の募集期間 平成25年10月1日（火）から
平成25年10月31日（木）まで
- 2 意見等の受付件数 1人 13件
- 3 意見等の概要とそれに対する考え方

番号	意見等の概要	意見等の概要に対する考え方
1	<p>第3条第6項の「議会報告会」に関して 議会報告会について開催要綱を定め、基本条例案とともに市民に提案すべきである。市民と議会が双方向で対話できるように要綱に明記することを強く求める。また、議会報告会の要綱は、議会・議員のみで一方的に決めないでほしい。 議員だけでなく市民の代表も加えた議会報告会運営委員会を設けてほしい。</p>	<p>議会報告会の開催要項に相当するものは、議会基本条例制定後、本条例の運用基準として定めます。 運営委員会の設置については、条例制定後、議会報告会を実施していく中で、必要に応じて検討します。</p>
2	<p>第4条第1項に関して “「市民に開かれた、市民のための議会」を目指すため、”という文言は第1条の中に既に掲げられているので、削除すべき。</p>	<p>ご指摘の文言は、議会としても、より強く認識すべき事柄であることを意識して掲げたものであることをご理解ください。</p>
3	<p>第4条第5項に関して “委員会は、有識者との懇談会を開催し、”という文章を“議会および委員会は、市民等との懇談会を開催し、”に改め、市民等と対話するように努めてほしい。</p>	<p>ご指摘の規定は、委員会審査に資するために専門的な意見を聴取することを想定したものであることをご理解ください。</p>
4	<p>第7条に関して “市政の現状及び将来の予測を考慮”とあるのは“市民生活と市政の現状及び将来の予測を考慮”に変更すべき。 議員定数と議員報酬のあり方を決定するには、市政の現状のみならず市民の経済状況や人口の増減等の生活状態の現状に思いをめぐらせるべきではないか。</p>	<p>市民生活を含めての「市政」と認識していることをご理解ください。</p>

5	<p>第9条に関して</p> <p>第4項を設けて、“議長は議会報告会を主宰するものとする。”の条文を追加することを求める。議会の党派の対立抗争が激しいような場合等は、報告会は遅延したり政争の具にされかねないので、議長が代表して責任を負ってほしい。</p>	<p>第9条第1項で、議長は議会を代表することを定めていますので、このことによりご理解ください。</p>
6	<p>第14条第2項に関して</p> <p>“議員以外の一般の者の利用に供する”を“議員以外の市民等の利用に供する”に変更することを求める。「市民に開かれた、市民のための議会」を標榜しているのだから、改めるべきである。</p>	<p>ご意見を参考に、条文を補足します。</p>
7	<p>第15条に関して</p> <p>“議会の監視し、及び調査する機能の強化”はわかりにくいので、“議会の市政を監視する機能、及び調査する機能の強化”に修正してほしい。</p>	<p>ご意見を参考に、条文を補足します。</p>
8	<p>条例の範疇外ないしは条例の対象としがたい問題点があるので、以下に提起する。</p> <p>①議場と委員会室のバリアフリー化に関して</p> <p>現在の議場や委員会室には、車イスに頼らなければならない障害者や高齢者が自力で傍聴に行くことができない。来年春には現在の三崎中学校の校舎が空くので、議場や委員会室を移転させ、バリアフリー化を図ってほしい。</p>	<p>市庁舎あるいは一部施設の移転等については、今後、議論が進められることとなりますので、現状では回答いたしかねますことをご理解ください。</p> <p>なお、お体が不自由であるなど、議会の傍聴にお越しになる際にご不便がある場合は、市職員にお申し出ください。移動をお手伝いします。</p>
9	<p>②委員会の開催場所と時間変更に関して</p> <p>委員会を傍聴しに行った際、委員会が開かれている部屋の廊下で傍聴させられた。</p> <p>また、開会時間の変更を市民に周知することなく、繰り上げて委員会は開催されていた。これらは議会基本条例案の精神を冒瀆するもので、市民や傍聴者を軽視および</p>	<p>市庁舎の構造、あるいは会議室が狭隘であることから、会議室内に傍聴席を設けることができないことをご理解ください。</p> <p>委員会の開会時刻に変更が生じた場合は、周知徹底に努めます。</p>

	無視していることの証しである。	
10	③議会専用の「目安箱」の設置について 市長・市役所は、市民の疑問や意見を把握する一手段として目安箱を設けている。議会も専用の目安箱が必要だと考える。	今後、議会内で協議・検討します。
11	④市民と議会の「トーク&トーク」の開催について 市長は、市民と直接対話する機会を、トーク&トークという名の対話集会を設けて実行している。議会・委員会も市民との対話集会を設けることを求める。	議会報告会を開催した後、報告会での市民と議員との意見交換の状況などを踏まえて検討します。
12	⑤本条例案への意見募集や説明会の開催に関して 議会基本条例案とそれに対する意見募集や説明会の開催に関する広報活動の仕方は欠陥だけである。市民に周知徹底が図られたとはとても言えない。	ご指摘の点は、反省点として受け止めます。
13	⑥議会事務局はこれで良いのか？ 本条例に係る広報や委員会開催などに係る不適切さは議会事務局にも責任の一端があると考え。議会事務局は議長の命を受けて活動するものだが、議長・議会・委員会及び議員に誤謬等があった場合は、誤謬等を指摘したり良い案等を進言してしかるべきである。現在のような議会事務局ならば機能を強化しても意味が無いのではないか。 一方、議員は議会事務局の仕事ぶりを常に点検する義務があるはずだが、点検や監督を怠っているのではないか。	ご指摘の点については、議会基本条例策定等特別委員会に責任があると考え、受け止めます。

4 今回の意見募集以外で寄せられた意見等の概要とそれに対する考え方

○平成25年10月24日（木）に開催された市民説明会での意見（意見募集に対し提出された意見と重複するものは省略）

番号	意見等の概要	意見等の概要に対する考え方
14	第6条から第8条（政治倫理、議員定数、議員報酬）は一括りにしてもよいのではないか。	議員定数や議員報酬に対する市民の関心が強いことを認識した上で議論を行い、このような規定としたものです。
15	第4章の（議会と行政の関係等）は（議会と市長等との関係）に直したほうがよいのではないか。	ご意見を参考に修正します。
16	今運用している条例が基本条例に抵触するような場合は、どこで検討するのか。	議会運営委員会で協議・検討を行い、条例等の改正が必要な場合は、本会議で議決します。
17	条例の内容は、市民説明会（議会報告会）や議員定数、議員報酬などかなり具体的である。どんな考え方で細かくつくったのか。	先進例と比較する中では、細かく条例化したものではないと認識しています。 議員定数や議員報酬などは、現在ある条例をそのまま準用していますが、議会報告会については議会と市民との距離を縮めるために新しく試みるものです。
18	市民説明会を再度開くべきである。今は素案であり、案ができた段階でもう一回、説明の機会を設けるべきである。	議会基本条例についての市民説明会を再度開催する予定はありません。
19	三浦市役所の情報伝達はお粗末である。議会には行政の監視役であるのだから、市のホームページを見てほしい。	市のホームページの在り方については、議会としてもまだ完成品ではないという認識を持っています。

5 素案の修正を行った部分

原 案	変 更 案
第10条見出し (議会と行政の関係等)	(議会と市長等の関係等)
第14条第2項 「議員以外の一般の者の利用に 供する」	「市民等の利用に供する」
第15条 「議会の監視し、及び調査する 機能」	「議会の市政を監視し、及び調 査する機能」

※ お問い合わせ先 三浦市役所 議会事務局

TEL 046-882-1111 内線461～463

FAX 046-882-4457

電子メール gikai01@city.miura.kanagawa.jp